

中津川市地域公共交通計画への移行について

中津川市公共交通会議では、地域公共交通活性化再生法に基づき、平成30年3月に中津川市地域公共交通網形成計画を策定し、公共交通ネットワークの維持、活性化に向けた各種施策を実施してきました。令和元年6月には、これまでの事業の進捗状況や公共交通を取り巻く状況の変化を踏まえ、施策を実情に合わせて具体化させたり、新たな施策を計画に位置付けたりする必要があるとして改定を行いました。

そのような状況の中、令和2年11月には地域公共交通活性化再生法が改正されました。地域公共交通網形成計画は名称を「地域公共交通計画」と改められ、法改正前に策定された地域公共交通網形成計画は、同法施行日をもって地域公共交通計画とみなされています。

令和3年3月末をもって東鉄バス中津川線及び蛭川線が廃止されたことで、地域公共交通網形成計画に掲げる「維持する地域公共交通ネットワーク」が変化していることなどを踏まえた計画記載内容の見直しを行い、現計画を法改正に沿って正式に中津川市地域公共交通計画へと移行します。

1. 中津川市地域公共交通網形成計画策定の経緯

- 平成26年2月

中津川市地域公共交通総合連携計画を策定。

- 平成30年3月

中津川市地域公共交通総合連携計画の計画期間終了に伴い、今後の交通体系のあり方を示す計画として中津川市地域公共交通網形成計画を策定。

- 令和元年6月

策定後からの事業の進捗状況を踏まえ、事業の追加、統合、記載内容の修正などを見直し、計画を改定。

- 令和2年11月

地域公共交通活性化再生法が改正され、中津川市地域公共交通網形成計画は「地域公共交通計画」とみなされる。

2. 中津川市地域公共交通計画へ移行するために見直す内容

①正式に公共交通計画に位置付ける（計画名称の変更）

計画名称は「中津川市地域公共交通網形成計画」のままとしても法令上の支障はありませんが、改正法の趣旨を踏まえ、「中津川市地域公共交通計画」へ名称変更をします。計画名称変更にあわせて本文中の記載を見直します。

②東鉄バス撤退に伴う記載内容の見直し

令和3年3月末で東鉄バス中津川線及び蛭川線が撤退したことを受け、本文中の記載を見直すとともに、「第4章 地域公共交通網形成計画の基本的な考え方」に掲げる維持する地域公共交通ネットワークの図を変更します。

③事業進捗状況に合わせた記載内容の見直し

これまでの事業の進捗状況を踏まえ、「第5章 公共交通網を維持するために行う事業」に新規事業の追加、記載内容の修正などを行います。

3. 見直しのスケジュール

令和3年度中に見直し内容を検討します。冬頃に開催予定の中津川市公共交通会議で計画案を協議していただき、策定します。

資料3-1 地域公共交通活性化再生法のポイント、移行手続き（岐阜運輸支局資料抜粋）

資料3-2 中津川市地域公共交通計画への移行（概要図）

■ 「地域公共交通網形成計画」から「地域公共交通計画」へ

(地域交通に関するマスタープランをバージョンアップ)

- ✓ 地方公共団体による作成を努力義務化（国が予算・ノウハウ面の支援を行うことで、地域における取組を更に促進（作成経費を補助）
- ✓ 従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）も計画に位置付け
- ✓ 利用者数、収支、行政負担額などの定量的な目標の設定、毎年度の評価等（データに基づくPDCAを強化）

地域公共交通計画の考え方

まちづくりと連携した
地域公共交通
ネットワークの形成



地域における
輸送資源の総動員

網形成計画と同様

今般新たに追加

**メニューの充実やPDCAの強化により、
持続可能な旅客運送サービスの提供の確保**

地域旅客運送サービス



■ 旧地域公共交通網形成計画を作成済みの場合

- ✓ 法改正前に作成された旧地域公共交通網形成計画は、改正法附則第2条（経過措置）第1項及び第3項により、**令和2年11月27日（同法施行日）をもって、自動的に地域公共交通計画とみなされています。**
- ✓ ただし、何もしなくてもよいということではなく、法改正により新たに**努力義務化された事項（定量的な目標設定や毎年度の評価等）があります**ので、可能な限り速やかに、少なくとも次回の変更のタイミングで、**利用者数や収支等の定量的な目標設定を行い、評価等についても実施するよう努めて下さい。**
- ✓ 変更した後の計画名を、「地域公共交通網形成計画」のままとしても法令上の支障はありませんが、改正法の趣旨を踏まえた見直しを行った際には、交通事業者や住民等の関係者に対してその旨を示すためにも、**可能な限り「地域公共交通計画」への名称変更をお願いします。**

■ 旧地域公共交通総合連携計画を作成済みの場合、任意の交通計画を作成済みの場合、交通計画を未作成の場合

- ✓ 旧地域公共交通総合連携計画については、平成26年の法改正に伴い既に法律上の効力を失っているため、地域公共交通計画として作成する場合は、**法第5条第2項に定める記載事項を充足させ、同条第7項及び第10項等に定める手続きを改めて行う必要があります。**
- ✓ **任意の交通計画を作成済みの場合や交通計画を未作成の場合も同様な手続きが必要になります。**

※「地域公共交通計画」に必ず記載する必要がある事項は、法第5条第2項に定められています。計画の見直しや新たに計画を作成するにあたっては、以下の国土交通省本省のHPに掲載されている「地域公共交通計画等の作成と運用の手引きをご参照下さい。（入門編の「おわりに」に、記載事項のチェックリストがありますのでご活用ください。）

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000058.html

中津川市地域公共交通計画への移行(概要図)

